

## 「第17回ことのは表彰」業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

「第17回ことのは表彰」業務委託

### 2 委託期間

契約日から平成31年3月22日（金）まで

### 3 事業目的および事業目標

#### (1) 事業目的

少子化対策の推進にあたっては、誰もが子どもに関心を持ち、子どもを大切にす  
る環境づくりが大切である。

そこで、子育てや子ども、家族に関する楽しさ、うれしさや感動などを、ひとこ  
とで表した「ことのは（言葉）」を募集し、子ども・子育て支援の広報啓発に活用す  
ることにより、誰もが子育てや子どもを大切にする機運の醸成を図る。

#### (2) 事業目標

第16回の応募総数2,461点（一般の部1,814点、こっころの部647  
点）および団体の部の申込数7団体を上回る。なお、団体の部で申し込みのあ  
った作品は全て、一般の部およびこっころの部の作品としても受け付ける。

### 4 ことのは表彰概要

別紙1のとおり。別紙1のうち、「2協賛」、「3応募期間」、「6（1）スケジュー  
ル」、「7表彰内容のうち副賞部分」以外の項目については、別紙1のとおり実施す  
ること。

なお、「7表彰内容」のうち、会長賞の賞金または図書カードにかかる経費は、本業  
務委託料の範囲外であり、別途県が準備する。

### 5 委託業務

以下の業務を行うこと。なお、県が行う業務も含めた表彰業務の全体は別紙2のと  
おり

- (1) 全体計画の作成
- (2) 協賛募集業務
- (3) 作品募集業務
- (4) 作品審査業務
- (5) 表彰業務

### 6 業務内容

#### (1) 全体計画の作成

目標を達成するために効果的な全体計画を作成すること。

なお、第16回ことのは表彰のスケジュールは別紙1の6(1)のとおりであるが、募集期間を長くし、表彰の時期を1月または2月にすることも可能であり、これを踏まえて全体計画を提案すること

## (2) 協賛企業募集業務

- ・副賞を提供いただける協賛企業を募集すること。協賛企業の募集方法、業種などについて提案すること。なお、第16回ことのは表彰協賛企業は別紙1の2のとおり。協賛内容は別紙1の7のとおり
- ・副賞の提供以外に、協賛金を募り事業規模を拡大することも認める。
- ・協賛企業の選定や当事業へ協賛をいただいた場合における広報物等への企業名・ロゴマークの記載については、県へ事前に協議すること

## (3) 作品募集業務

### ①作品の広報

3(2)の目標を達成するために効果的な広報の手法を提案すること

(参考) 第16回ことのは表彰で用いた広報媒体は別紙3のとおり

#### 【留意事項】

ア 県内保育所、小中学校等の全児童へチラシを送付する場合、個別の保育所等ごとに送付するのではなく、以下のとおり対応することも可能であるため、契約締結後、県と協議を行うこと

(ア) 市町村立幼稚園、小学校および中学校への送付

県が各市町村教育委員会(松江市および出雲市を除く)あてのチラシ配布依頼文を作成。受注者は、児童数分を各施設別に仕分け封筒詰めの上、各市町村教育委員会へ県からの依頼文およびチラシを送付する。

(イ) 認可保育所、地域子育て支援拠点施設および児童館への送付

県が各市町村担当課(出雲市を除く)あてのチラシ配布依頼文を作成。受注者は、児童数分を各施設別に仕分け封筒詰めの上、各市町村担当課へ県からの依頼文およびチラシを送付する。

イ 県は県政広報媒体により周知を行う。

### ②作品の応募受付、集計

#### ア 作品の応募受付

作品の応募受付は全て受託者が行うこととし、効果的な応募方法について提案すること。なお、島根県電子申請サービスを利用することも可能であるため、利用を希望する場合、契約締結後、県と協議を行うこと

(参考) 第16回ことのは表彰の応募受付

島根県電子申請サービス、はがき、ファックスの3種類の方法により応募を受付

#### イ 作品の集計

受け付けた作品は、予備審査、一次審査および二次審査の3つの審査において、必要な項目を記載した一覧表(別紙4のとおり)を作成すること

なお、各審査の内容は、別紙1の(別添1)選定手順のとおり

#### (4) 作品審査業務

以下のとおり、審査にかかる業務を行うこと

##### ①予備審査および一次審査（書面審査）

- ・委員への審査依頼通知および一覧表の送付
- ・委員の選定結果のとりまとめ

##### ②二次審査（集合審査）

- ・委員への審査依頼通知および一覧表の送付
- ・審査日時の調整
- ・審査会場の確保、審査会の運営
- ・審査結果のとりまとめ

##### ③選定委員への謝金等の支払い

謝金および旅費について、島根県の規程に基づく金額を支払うこと

なお、選定委員は8名を予定しており、謝金は1名につき以下のとおり

- ・予備選定（書面審査）30,900円（2名で実施）
- ・一次審査（書面審査）10,300円（8名で実施）
- ・二次審査（集合審査）10,300円（8名のうち出席者で実施）

#### (5) 表彰業務

##### ①イラストの作成

受賞作品のうち、知事賞、会長賞および優良賞の14点について、以下のとおりイラストを作成すること。なお、知事賞および会長賞の4作品は、表彰式当日に受賞者へイラスト（(5)②の印刷物）を額に入れて渡すため、それまでのところで作成すること

###### （イラスト作成者）

伊藤 巴氏（平成28年度公募により決定）

###### （イラスト作成単価）

- ・知事賞、会長賞：1作品につき10,800円（消費税等額込み）（作成期間が短いため）
- ・優良賞：1作品につき5,400円（消費税等額込み）

###### （納品）

原画および電子データを県へ納品すること

##### ②イラストの印刷

インクジェット出力で光沢紙（A4サイズ）に印刷し、28枚（14作品×2枚／作品）について、以下のとおり納品等すること

###### ・受賞者用

印刷物のうち14枚について、1枚ずつ額に入れ受賞者へ送付すること。なお、表彰式出席者分については、表彰式当日に直接渡す。

###### ・県展示用

印刷物のうち14枚について、1枚ずつA4パネルに貼り県へ納品すること

### ③表彰式必要品の準備

知事賞、会長賞および団体賞受賞者へ渡す賞状、賞金、図書カード、金封、賞状筒、手提げ袋、イラスト用額、島根県の規程に基づく出席者旅費等必要なものを準備すること

### ④協賛企業提供副賞の手配

副賞について、送付日時等を表彰式欠席者、優良賞およびこっころ賞の受賞者と協賛企業との間で調整の上、送付すること

### ⑤優良賞およびこっころ賞受賞者への賞状等の送付

賞状、図書カード、賞状筒、イラスト用額等必要なものを準備し、受賞者あて送付すること。なお、賞金は受賞者の指定する口座へ振り込むこと。また、知事賞、会長賞および団体賞受賞者のうち、欠席者についても同様に行うこと

## 7 プロジェクト管理・進行

### (1) 業務計画書

受託者は契約締結後、本業務における目標、作業項目と役割分担、スケジュール、体制およびプロジェクト管理方法を記した「業務計画書」を作成し、提出すること

### (2) 打合せ

必要に応じて打合せを行うこととし、議事録を提出すること。

## 8 納品する成果品

### (1) 成果品について

本委託業務において作成する成果品については、その媒体にかかわらず、事前に発注者による内容確認を受けること。

### (2) 委託業務完了告書

- ・委託業務完了の日から起算して10日を経過した日または平成31年3月22日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書（様式任意）を提出して完了検査を受けること
- ・本事業の目標は3（2）のとおりであり、その達成に向けた取組内容及びその達成状況については報告書に必ず盛り込むこと

### (3) 納品媒体及び数量

紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を納品すること。